

交	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

運 免 第 7 8 0 号

令 和 5 年 1 2 月 1 9 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

警察署における運転免許の行政処分要領について

警察署における運転免許の行政処分事務については、「警察署における運転免許の行政処分執行要領について」（令和3年2月25日付け運免第1069号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、警察署における運転免許証の保管管理方法等について所要の改正を行い、別添のとおり「警察署における運転免許の行政処分要領」により運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担当：運転免許課運転免許管理係

## 警察署における運転免許の行政処分要領

### 第1 総則

#### 1 目的

本要領は、運転免許に係る行政処分事務のうち、

- 警察署長に対する処分執行依頼
- 処分執行依頼を受けた警察署長が行う措置
- 警察署長に対する運転免許証の送付及び返還依頼
- 警察署長に対する停止処分の短縮通知
- 警察署長による運転免許証の返還

に係る要領を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

#### 2 用語の意義

本要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「意見の聴取」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条第1項に規定する、点数制度による運転免許の取消し、90日以上運転免許の効力の停止に係る意見の聴取をいう。
- (2) 「聴聞」とは、法第104条の2第1項に規定する、点数制度によらない運転免許の取り消し、90日以上運転免許の効力の停止に係る聴聞をいう。
- (3) 「意見の聴取等」とは、「意見の聴取」及び「聴聞」をいう。
- (4) 「非意見の聴取等事案」とは、「意見の聴取等」の対象とならない90日未満の停止該当事案をいう。
- (5) 「被処分者」とは、行政処分の事由に該当することとなった運転者をいう。
- (6) 「被処分者等」とは、被処分者及び委任状又は代理人資格証明書で確認できる代理人をいう。
- (7) 「欠席決定」とは、被処分者が「意見の聴取等」に自らの意思により欠席し、欠席のまま処分が決定したことをいう。
- (8) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式に定める「運転免許取消処分書（以下「取消処分書」という。）」及び「運転免許停止処分書（以下「停止処分書」という。）」をいう。

### 第2 警察署長に対する処分執行依頼

#### 1 処分執行依頼の対象となる被処分者

運転免許課長は、次のいずれかに該当する被処分者に対する処分執行について、必要に応じて警察署長に対して依頼するものとする。

- (1) 意見の聴取等において欠席決定された者

- (2) 非意見の聴取等事案のうち、運転免許課で行う処分執行のための出頭に応じなかった者
- (3) 意見の聴取等及び非意見の聴取等事案のうち、警察署での処分執行を希望した者
- (4) 違反者講習を受講しなかった者

## 2 処分執行の依頼方法

運転免許課長は、警察署長に対し、被処分者の処分執行の依頼を行うときは「処分執行方について」（様式1号）及び処分書等又は処分書等の作成要領が記載された文書を送付して依頼するものとする。

なお、運転免許課長から前記処分執行に係る関係書類の送付を受ける前に被処分者等が警察署に出頭した場合は、運転免許課長に報告の上で指示を仰ぐこと。

## 第3 処分執行依頼を受けた警察署長が行う措置

### 1 処分執行依頼受理時の対応

警察署長は、運転免許課長から前記第2の2の依頼を受理した場合は、「索引」（様式2号）に記載し管理するとともに、迅速適正な処分執行に努めること。

### 2 処分執行要領

#### (1) 取消処分の場合

##### ア 被意見の聴取者等申出書の徴収

意見の聴取等に欠席した理由を明らかにするため、「被意見の聴取者等申出書」（様式3号）を被処分者等から徴収すること。

なお、意見の聴取等に出席している場合は、本書面の徴収は不要とする。

##### イ 取消処分の執行

処分執行は、被処分者等に対して取消処分書に記載された処分理由を告げ、取消処分書を交付して行うものとする。

この場合、裏面に記載されている「教示」及び「注意事項」を確実に告知すること。

なお、2枚複写となっている取消処分書を使用する際は、2枚目を保管し、1枚単体の取消処分書を使用する際は、処分日、満了日を記載後、運転免許課送付用に写しを作成すること。

##### ウ 運転免許証返納届の作成

被処分者等に「運転免許返納届」（青森県道路交通規則（平成10年9月30日公安委員会規則第7号）様式第21号）を提出させるとともに運転免許証の返納を受けること。

(2) 90日以上の停止処分の場合

ア 被意見の聴取等申出書の徴収

前記(1)アに同じ。

イ 停止処分の執行

処分執行は、被処分者等に対して停止処分書に記載された処分理由を告げ、停止処分書を交付して行うものとする。

この場合、裏面に記載されている「教示」及び「注意事項」を確実に告知すること。

なお、2枚複写となっている停止処分書を使用する際は、2枚目を保管し、1枚単体の停止処分書を使用する際は、処分日、満了日を記載後、運転免許課送付用に写しを作成すること。

停止処分満了後の運転免許証の受け取り場所については、原則、処分執行警察署と同一所属とする。

ただし、被処分者等が受け取り場所について別の警察署等を希望した場合は、被処分者等に対し安易に回答することなく、運転免許課長に報告し指示を仰ぐこと。

(3) 90日未満の停止処分の場合

前記(2)イに同じ。

(4) 運転免許証不所持の場合の措置

被処分者等が紛失等の理由により、運転免許証を所持していない場合は、処分執行について検討を要することから、運転免許課長に報告し指示を仰ぐこと。

3 処分執行後の措置

警察署長は、処分執行したときは、速やかに執行警察署名、執行日時、取扱担当者名を運転免許課長に電話報告後、「処分執行方について」(様式1号)及び「索引」(様式2号)の所定の欄に処分執行日時を記載するとともに、処分書等の控えにも同様に記載すること。

取消処分の場合は、返納された運転免許証、取消処分書の控え、運転免許証返納届及び被意見の聴取等申出書(徴収した場合)を運転免許課長に送付すること。

停止処分の場合は、停止処分書の控え及び被意見の聴取等申出書(徴収した場合)を運転免許課長に送付すること。

4 停止処分をした運転免許証の保管措置

停止処分をした運転免許証は施錠設備がある場所に保管し、「索引」(様式2号)に保管の有無を記載の上で管理すること。

保管した運転免許証については、月1回交通官又は交通課長による目視点検を行

い、「索引」(様式2号)の1頁目の下欄に確認日を記載し、押印又は署名すること。

#### 第4 警察署長に対する運転免許証の送付及び返還依頼

1 運転免許課長は、運転免許課で停止処分を受けた被処分者等が、居住地を管轄する警察署で運転免許証の受け取りを希望した場合は、3枚複写式の「運転免許証送付書」(様式1～(1)、1～(2)号)及び「運転免許証受領書」(様式1～(3)号)を作成し、当該警察署長に対して、2枚目の「運転免許証送付書」(様式1～(2)号)及び3枚目の「運転免許証受領書」(様式1～(3)号)を被処分者の運転免許証とともに送付し、運転免許証の返還を依頼すること。

なお、1枚目の「運転免許証送付書」(様式第1～(1)号)は運転免許課で保管すること。

2 運転免許証の返還依頼を受けた警察署長は、前記第3の4の停止処分をした運転免許証の保管措置と同様に運転免許証を保管管理し、「運転免許証送付書」(様式1～(2)号)を簿冊に編綴するとともに、「運転免許証受領書」(様式1～(3)号)を作成し運転免許課長に返送すること。

#### 第5 警察署長に対する停止処分短縮通知

運転免許課長は、警察署で運転免許証が保管されている被処分者が停止処分者講習を受講し停止期間が短縮された場合は、当該警察署長に対し「処分期間短縮決定通知書」(様式4号)により通知すること。

短縮の通知を受けた警察署長は、「索引」(様式2号)及び

- 警察署で処分執行した場合は「処分執行方について」(様式1号)
- 運転免許証返還依頼を受けた場合は「運転免許証返還簿」(様式1～(2)号)

の所定の欄に、短縮日数及び短縮後の新たな処分満了日を朱書きすること。

また、通知を受けた「処分期間短縮決定通知書」(様式4号)については、当該「処分執行方について」(様式1号)又は「運転免許証返還簿」(様式1～(2)号)と一緒に編綴すること。

#### 第6 警察署長による運転免許証の返還

警察署長は、保管している運転免許証に係る免許の効力停止期間が満了した場合において、被処分者等から運転免許証の返還請求があったときは、

- 停止処分書の短縮及び満了日の確認

- 被処分者への返還の場合は、運転免許証の顔写真との対比による本人確認
- 代理人が返還を求めた場合は、委任状等による被処分者との続柄確認及び  
同人の運転免許証等による身元確認

を必ず履行した上で下記の要領に従い実施すること。

#### 1 警察署で停止処分執行し保管した運転免許証を返還する場合

「処分執行方について」（様式1号）の下欄「行政処分執行処理簿」に複数人の記載のある場合は、プライバシー保護の観点から個別の「運転免許証受領書」（様式5号）を使用し、被処分者等に受領年月日及び氏名を記載させた上で運転免許証を返還すること。

なお、「運転免許証受領書」（様式5号）については、「処分執行方について」（様式1号）に貼付しておくこと。

#### 2 運転免許証の返還依頼を受けて保管した運転免許証を返還する場合

「運転免許証送付書」（様式1～(2)号）の下欄の「運転免許証返還簿」に複数人の記載のある場合は、前記1と同様に個別の「運転免許証受領書」（様式5号）を使用し、被処分者等に受領年月日及び氏名を記載させた上で運転免許証を返還すること。

なお、「運転免許証受領書」（様式5号）については、「運転免許証送付書」（様式1～(2)号）に貼付しておくこと。

#### 3 前記1、2の場合で、「行政処分執行処理簿」（様式1号）又は「運転免許証返還簿」（様式1～(2)号）に被処分者名が1人のみ記載されている場合は、個別の「運転免許証受領証」（様式5号）を使用せず、「行政処分執行処理簿」又は「運転免許証返還簿」に被処分者等に返還年月日及び氏名を直接記載させた上で運転免許証を返還することも可能とする。

### 第7 処分未執行等における措置

#### 1 処分未執行者に対する必要な措置

警察署長は、運転免許課長から被処分者の処分執行を依頼されたときは、運転免許課と連携の上で被処分者の呼出し又は所在調査等の必要な措置を十分に行い、早期の処分執行に努めること。

この場合、被処分者の呼出し又は所在調査結果について、「呼出・所在調査記録書」（様式6号）に確実に記録しておくこと。

#### 2 返戻措置

##### (1) 処分執行が不能な場合の措置

前記1の必要な措置を行った結果、

- 処分事由の他に違反・事故等が確認された場合
- 自署管内から管外に転出していた場合
- 必要な所在調査をおおむね1か月尽くしても所在が確認できない場合
- その他特異な事情がある場合

は運転免許課長に報告し、運転免許課長から処分書等の返戻指示を受けたときは、「処分執行不能報告書」（様式7号）を作成し、処分書等を添付の上で運転免許課長へ返送すること。

(2) 運転免許証の返還が不能な場合の措置

停止処分により警察署で保管している運転免許証について、

- 停止期間満了後、長期間運転免許証を受領しに来ず、被処分者と連絡が取れない場合
- 運転免許証が失効した場合

は運転免許課長に報告し、運転免許課長から運転免許証の返送指示を受けたときは、「運転免許証送付書」（様式8号）を作成し、運転免許証を添付の上で運転免許課長へ返送すること。

## 第8 その他

- 1 他県から依頼を受けた処分等については、運転免許課長と協議の上で適正に対応すること。
- 2 「行政処分執行処理簿」（様式1号）、「運転免許証返還簿」（様式1～(2)号）については、1つの簿冊にまとめ、「索引」（様式2号）に依頼順に記載し管理するとともに、運転免許証及び文書の紛失防止に努めること。
- 3 本要領に定める各様式の保存年限は暦1年とする。  
ただし、所在調査等継続中の案件については、運転免許課長との協議の上で対応すること。

年 月

警察署長 殿

運転免許課長

処分執行方について

下記の者に対して行政処分を執行されたい。

行政処分執行処理簿

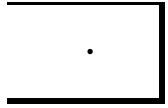
処分番号	処分 日数	氏 名 生 年 月 日	処分年月日 月 日	発信者	受信者	縮 数	処分 満了日	受 領 者 氏 名	返 年
		T S H . .	月 日 時 分				. .		.
		T S H . .	月 日 時 分				. .		.
		T S H . .	月 日 時 分				. .		.
		T S H . .	月 日 時 分				. .		.
		T S H . .	月 日 時 分				. .		.



		T S H . .	月 日				. .		.
			時 分						

日
---

還
月 日
.
.
.
.
.



様式1～(1)号

運 転 免 許 証 送 付 書

年

警察署長殿

運転免許課長

処分執行した運転免許証 人分を次表のとおり送付したので、処分期間経過後に被処分者に返還さ

処分番号	処 日 分 数	住 所	氏 名	処 年 月 日	短 縮 日 数	処 満 了 日	受 氏 領 者 名	注 文
		市 町 村		・ ・		・ ・		
		市 町 村		・ ・		・ ・		
		市 町 村		・ ・		・ ・		
		市 町 村		・ ・		・ ・		
		市 町 村		・ ・		・ ・		

		市 町 村		• •		• •		
--	--	-------------	--	-----	--	-----	--	--

月 日

りたい。

反 還  
手 月 日




様式1～(2)号

# 運 転 免 許 証 送 付 書

年 月

警察署長殿

運転免許課長

処分執行した運転免許証 人分を次表のとおり送付したので、処分期間経過後に被処分者に返還されたい  
なお、運転免許証受領証を送付されたい。

# 運 転 免 許 証 返 還 簿

処分番号	処 日 分 数	住 所	氏 名	処 年 月 日	短 縮 日 数	処 満 了 日	受 領 氏 名	返 年 月
		市 町 村		・ ・		・ ・		
		市 町 村		・ ・		・ ・		
		市 町 村		・ ・		・ ・		
		市 町 村		・ ・		・ ・		



		市		.	.		.	.		
		町		.	.		.	.		
		村		.	.		.	.		
		市		.	.		.	.		
		町		.	.		.	.		
		村		.	.		.	.		

日  
。

還  
日

3

様式 1 ～ (3) 号

運 転 免 許 証 受 領 書  
年 月  
運 転 免 許 課 長 殿

警 察 署 長

被処分者の運転免許証 人分を（次表）確かに受領しました。

処分番号	処 日	分 数	住 所	氏 名	処 年 月 日	短 日	縮 数	処 満 了 日	受 領 者 名	返 年 月
			市 町 村		・ ・			・ ・		
			市 町 村		・ ・			・ ・		
			市 町 村		・ ・			・ ・		
			市 町 村		・ ・			・ ・		
			市 町 村		・ ・			・ ・		

		市 町 村		• •		• •		
--	--	-------------	--	-----	--	-----	--	--

日

還日













# 被意見の聴取者等申出書

年 月

氏名

私が運転免許の  停止 の  意見の聴取  
 取消し  聴 聞 に欠席した

1 通知書は受領していません。

2 次の理由で欠席しました。

処分の理由に間違いがなく出席の都合がつかなかったため

取扱者	
-----	--



日

理由は

。

]







運転免許証受領書

(停止期間の満了)

受領年月日

年 月 日

受領者氏名



況			
---	--	--	--





様式7号

年 月

運 転 免 許 課 長 殿

警 察 署

処 分 執 行 不 能 報 告 書

下記の者について、行政処分執行できなかつたため運転免許停止（取消）を送する。

		処分番号	免許番号	
住 所				
氏 名	( 年 月			
処 分 内 容	取 消 し	年	停 止	
執 行 不 能 理 由	<input type="checkbox"/> 処分事由の他に違反・事故等が確認された <input type="checkbox"/> 自署管内から管外に転出していた <input type="checkbox"/> 必要な所在調査を尽くしたが所在が確認できない <input type="checkbox"/> 処分内容の変更等による返送指示による <small>(運転免許課担当者名)</small> <input type="checkbox"/> その他			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
所在調査等の状況	別紙「呼出・所在調査記録書」のとおり			

取扱担当者	階級	氏名	(警電 :
-------	----	----	-------











二種通達 改正  
警察署における運転免許の行政処分要領について

令和5年12月19日  
交通部運転免許課

1 改正の趣旨

行政処分執行における運転免許証の保管管理方法を定め、運転免許証の紛失防止を図るもの。

2 主な改正点

- (1) 簿冊の索引様式を新設し、「行政処分執行処理簿」と「運転免許証返還簿」をひとつの簿冊で管理することとした。
- (2) 毎月1回、運転免許証の保管状況を交通官又は交通課長が目視確認することとした。
- (3) 停止処分短縮通知の書面連絡を明記した。

3 運用開始日

令和6年1月1日